

憲法9条を変える?!

どうする

どうなる

私たちの生活



総選挙も終わり、改憲の動きが加速しそうです。すでに「国民投票法案」も検討されているようです。しかし最近の世論調査(毎日新聞)によれば、6割以上の方が憲法九条を変えるべきではない、と言っています。憲法九条が私たちの暮らしにとって、どんな意味を持っているのかを、ご一緒に考えましょう。今回専門家の先生をお呼びして、学習講演会を開きます。皆さんお誘い合わせてお出かけください。

憲法学習講演会

くによしまさひろ

講師 弁護士 国吉真弘さん

(埼玉北部法律事務所)

日時 10月30日(日)午後1時

会場 小川町図書館視聴覚室



8月28日、「リッくおがわ」にたくさんの町民の皆様のご参集をいただき、「おがわ町九条の会」総会が開催されました。裏面の「アピール」が高校生によって朗読提案され、会の設立が宣言され、会の約束や、当面の活動方針などが承認されました。いよいよ「おがわ町九条の会」が活動を始めます。

九条の会

6 2005.10.17
だより

おがわ町九条の会

〒355-0315 小川町みどりが丘 5-13-3(西田一雄気付け)

T/F 72 - 4445 Eメール nishidak@f8.dion.ne.jp

小川町に住み・働き・学ぶすべてのみなさん

日本国憲法を「改正」の名のもとに作り変えようとする動きが盛んです。ヒロシマ、ナガサキの原爆にいたる残虐な兵器によって5千万を超える人命を奪った第二次世界大戦。小川町に住む私たちの周りにも数多くの犠牲者とその家族がいます。

この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためであっても、武力を使うことを選択肢にすべきでないという教訓を導き出しました。この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争の放棄と戦力を持たないことを規定した第9条を含む憲法を制定し世界の市民の意思を実現しようと決心したのでした。それは珠玉のごとく輝く平和主義であり、日本国民の誇りでもあります。

しかし、戦争を放棄し戦力を持たないとした憲法9条があるにもかかわらず、日本にはすでに世界第一級の戦力をもつ自衛隊という軍隊が存在し、インド洋やイラクにまで出かけて、直接戦闘をしないだけで、事実上アメリカ軍の戦争に参加しています。

その上にいま、9条を焦点とした「憲法改正」論議がかつてない規模と強さで台頭してきています。なぜでしょう。これまでの流れからみれば、そのめざすところはアメリカに従って「戦闘できる国」=「戦争することができる国」に変えるところにあるのは明らかです。このような意味をもつ「改憲」の動きは、歴史の教訓と世界に興りつつある平和への努力の流れに反する危険なものであると指摘せざるを得ません。

このような時、大江健三郎氏や澤地久枝、三木睦子さんなどわが国の良識を代表する9人の方々が昨年6月、「九条の会」を結成しアピールを発しました。

小川町のみなさん

私たちは、このアピールに応え小川町にも九条の会を結成しよう、と今年2月呼びかけ人会議を開きました。数回にわたる準備を重ね、勉強会も持ちました。私たちは一人の人間として考え、責任を持って行動し、日本と世界の平和な子々孫々の未来のため、出来るあらゆる努力を、今すぐ始める必要がある、ことを確認しました。

小川町に住み・働き・学ぶすべてのみなさん

憲法9条を愛する人は、世論調査でも60%を超えています。しかし手をこまねいていて護れるほど簡単ではなくなっています。声を挙げましょう「九条改憲反対」の声を。この小川町から。私たちは戦争放棄をうたい、平和を求め、生命を守る憲法9条を全力を挙げて護り、人類のために生かして行こうと思います。皆さんと肩を組み手を結びながら……

2005年8月28日

おがわ町九条の会結成総会



やさしいことばで日本国憲法

池田香代子訳 C.ダグラス・ラムス 監修・解説

第2章 戦争の放棄

第9条

**わたしたちは、心から求めます、
世界じゅうの国が、
正義と秩序をもとにした、
平和な関係になることを、
そのため、日本のわたしたちは、
戦争という国家の特別な権利を放棄します、
国と国との争いを解決するために、
武力で脅したり、それを使ったりしません、
これからは、ずっと、**



(正文)

- 1) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

**この目的をまっとうするために、
陸軍、海軍、空軍そのほかの、
戦争で人を殺すための武器と
そのために訓練された人びとの組織を
けっして持ちません、
戦争で人を殺すのは罪ではないという特権を
国にみとめません、**

(正文)

- 2) 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。